

令和 6 年における被疑者取調べ適正化のための
監督に関する規則の施行状況について

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

皇宮警察、関東管区警察局及び都道府県警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施

2 令和 6 年中の監督対象行為の件数（いずれも都道府県警察）

監督対象行為（規則第 3 条）

8 件（6 事案）

※ 被疑者取調べの件数：約109万件

表 1 監督対象行為の類型別内訳

（件）

監督対象行為の類型	R2	R3	R4	R5	R6
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	1	0	2	3	1
直接又は間接に有形力を行使すること（上記に掲げるものを除く）	4	4	2	2	2
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	4	2	4	0	1
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	5	2	3	4	3
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	3	0	2	1	1
合 計	17 (12)	8 (7)	13 (10)	10 (9)	8 (6)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数

表 2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳

（事案）

警察部内で認知	取調べ状況の確認	1	5
	捜査部門からの連絡	3	
	留置部門からの連絡	1	
苦情等で認知	苦情等の申出	0	1
	その他	1	
合 計			6